

まちづくり分野

令和5年度 市民参加型まちづくり 1%システム



ひろさきのまちづくり活動を応援します

町会・NPO・ボランティア団体・学生 など、地域のことをよく知っている市民のみなさんによるまちづくり活動を支援する補助金です。

これまで、たくさんの方々の **市民力** によって、魅力あるまちづくりが広がっています。

市民のみなさんならではのアイデアや貴重な経験を生かした事業の提案をお待ちしています！！

※この制度に関する予算は、令和5年第1回市議会定例会で審議され、その可決をもって、制度を実施します。

募集期間 … 3回 募集期間によって、事業を実施できる期間が異なります。

⚡ 締切日1週間前までに必ず事前相談のうえ、申請してください！
※申請書類に対して追記・修正や添付書類の追加を求める場合があります。

- 1次** 募集期間 令和4年12月14日(水)～令和5年1月20日(金)
事業実施期間 4月1日～翌年3月31日 ※審査会…3月16日～19日
- 2次** 募集期間 令和5年3月24日(金)～4月21日(金)
事業実施期間 7月1日～翌年3月31日 ※審査会…6月15日～17日
- 3次** 募集期間 令和5年7月 3日(月)～7月31日(月)
事業実施期間 10月1日～翌年3月31日 ※審査会…9月15日～16日

⚠ 原則、補助金の **交付決定日より前** 及び **令和6年4月1日以降** に支出された経費は、**補助の対象となりません**ので、ご注意ください。

補助金額 いずれも千円未満の端数は切り捨て、対象経費の90%以内の額です。

一般部門：上限額 50万円

スタート部門：上限額 5万円

計算方法 下記①か②の少ないほうが補助金の額です。

- ① 補助対象経費 × 0.9
- ② 支出総額 - 収入(参加費・協賛金等)

審査方法 まちづくり1%システム審査委員会が、審査会で総合的に審査します。

一般部門：書類+プレゼン審査

スタート部門：書類審査のみ

プレゼンってどんなことを、どんな風に話せばいいの？とお悩みの方は、ぜひご相談ください！



福祉

高齢者の居場所づくり、子育て支援活動、食育講座 など



社会教育・文化

文化・芸術の振興、伝統文化の継承、子ども向け体験学習 など



健康づくり

健康増進・スポーツイベント など



環境

環境啓発イベント、リサイクル活動、花いっぱい運動 など



農業

農業体験、農業魅力発信イベント など



地域コミュニティ

賑わい創出イベント、地域交流イベント、地域の環境整備、自主防災活動、防犯・交通安全パトロール活動 など

※対象となる分野、これ以外にも様々なものがあります。

応募の詳細は、申請ガイドブック(募集要項)をご覧ください。

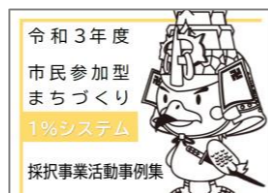
申請ガイドブック(募集要項)には、1%システムの制度内容の詳細が記載されています。ホームページでご覧いただけるほか、市役所や市民参画センターの窓口で配布しています。

- ▶ 市HPよりダウンロード
市HPの検索ボックスで、「まちづくり1% 書類のダウンロード」で検索。
- ▶ QRコードはこちら



これまで採択された団体の活動事例集も配布しています。

活動事例集には、これまで行われた様々な事業が掲載されています。また、窓口では過去の申請団体の事業企画書や収支予算書を公開していますので、ぜひ参考にしてください。



令和3年度採択事業活動事例集

1%システムのHPは、「弘前1%」で検索を。
QRコードはこちら >>>



弘前市 市民協働課 協働推進係
弘前市大字上白銀町1-1 弘前市役所 前川新館2階
TEL 0172-40-7108 FAX 0172-35-7956
Eメール shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp

団体要件

どんな団体が申請できるの？
次の5つのすべてにあてはまる団体が対象です

- 1 構成員が5人以上
- 2 主に市内が活動拠点
- 3 組織の運営に関する規則(規約、会則等)がある
- 4 継続的かつ計画的に事業を行うことができる
- 5 事務所又は事務局が市内にある

新たに作る団体も申請可能!

スタート部門

- 1 構成員が3人以上
- 2 主に市内が活動拠点
- 3 計画的に事業を行うことができる
- 4 過去に1%システムの交付決定を受けたことがない
- 5 構成員の過半数が1%システムの交付決定を受けたことがない

事業要件

どんな事業が対象になるの？
一般部門は①～④、スタート部門は①、③、④にあてはまる事業が対象です

地域の課題解決や活性化を目的に行われる **公益性のある事業** で、

- 1 原則として市内で行う事業
- 2 事業実施後も、地域においてその効果が持続される事業
- 3 住民又は構成員の労力提供等がある事業
- 4 補助金の交付決定があった年度内に完了する事業

※次にあてはまる場合は、**対象になりません。**

営利を目的とする事業／特定の個人や団体が利益を受ける事業／政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業／市の他の補助金や国・県、その他の機関等から補助金を受けた、又は受ける見込みである事業／市との共催の事業／法令、条例等に違反する事業／その他公序良俗に違反する事業

提出書類

申請書類は何を提出するの？
一般部門は次の①～⑥、スタート部門は①～④を募集期間内に提出してください

- 1 事業申請書
- 2 事業企画書
- 3 収支予算書
- 4 申請団体概要書
- 5 団体の規約、会則等(写し)
- 6 団体の会員名簿

申請前に窓口にて企画内容をご相談ください。
継続事業の場合は、前回との違いなどの説明をお願いします。

申請書類の様式は、HPからダウンロードできます。
市HPの検索ボックスで、「まちづくり1% 書類のダウンロード」で検索。

審査

プレゼンテーション・審査会はどんなことをするの？
一般部門は書類審査のほか、プレゼンテーション審査があります

一般部門

書類+プレゼンテーション審査

- 1 申請団体による事業説明
- 2 質疑応答(審査委員からの質疑)
- 3 審査



プレゼンテーションの様子 →



審査会の様子

スタート部門

書類審査のみ

補助対象経費

補助金の対象になる経費は？
直接必要な経費が補助の対象になります

※項目に関わらず、次の経費は対象になりません。

- 団体構成員へ支払う経費
ただし、他者の見積書と比較して、団体構成員が請負うほうが安価であると判断できる場合に限り、補助の対象とします。(謝礼・人件費を除く)
- 団体内で共有するための「事業の記録・保存にかかる」経費



項目	対象となる経費	対象とならない経費
講師等謝礼	外部講師や専門的技術を有する協力者への謝礼等	地元のまつり等のイベントでの地域住民等に対する謝礼
交通費	・外部講師や専門家、出演者等への交通費・宿泊費 ※原則実費。市の基準を上限額とする。 ・事業実施に直接必要な交通費	会議や打ち合わせにかかる交通費
消耗品及び原材料費	事業実施に直接必要な消耗品費・原材料費	・イベントでの飲食の提供にかかる経費や模擬店等の材料費 ・USBメモリ、SDカード、CD-R等の電子媒体
食糧費	飲酒を伴わない次の食糧費 ・外部講師への昼食代・お茶代 ・作業等で水分補給が必要な場合のお茶代 ※実施当日分のみ・上限額あり	・外部講師以外での出演者等への食事代・飲み物代 ・懇談会や慰労会等の飲食費 ・会議・打ち合わせ時の飲食費 ・地域のまつり等のイベントでの飲食費
燃料費	作業時に必要な機材、レンタカー等の燃料費	・イベントでの飲食の提供にかかる経費
印刷製本費	・ポスターやチラシ、資料等の印刷代・コピー代等 ・ポスターやチラシのデザイン費 ※上限額あり	
通信運搬費	事業の周知・連絡等に要する郵便料等 ※事業実施に必要な分のみ	・団体の維持運営にかかる電話料金
保険料	参加者等にかかる保険料	
使用料及び賃借料	会場使用料、機械等の借上料 ※個人から車両(作業等で使用する重機を除く)を借りる場合、上限額あり(燃料費含む)。	・団体事務所の家賃 ・イベントでの飲食の提供にかかる経費
その他	審査委員会の意見を聴いて市長が適当と認めたもの(振込手数料、クリーニング代、アルバイト賃金、専門的な知識・技術等が必要な業務の外部委託料など) ※対象経費の判定については、個別に経費の内容を審査します。	・イベント・大会等の参加者に対する記念品、参加賞の経費(審査などにより順位づけした上位者に対する商品を除く。) ・団体構成員の活動や役割がなく、事業の大半を他に委ねる委託料

お気軽にご相談ください

1%システムに関するちょっとした質問や、書類の書き方などについて、窓口はもちろん、電話やメールでもお気軽にお問い合わせください。また、地域の集まりなどに担当職員が出向いて説明する「出前講座」も実施しています。

